十　第九十四条第三項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の四十九（同法第五十二条の六十の二第二項において適用する場合を含む。）

十一　第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）

十二　［略］

（法第四条第一項の主務省令で定める作成）

第五条　法第四条第一項の主務省令で定める作成は、労働金庫法中、次に掲げる規定に基づく書面の作成とする。

一　第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の四十九（同法第五十二条の六十の二第二項において適用する場合を含む。）

二　第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）

三　［略］

（法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等）

第八条　法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等は、労働金庫法中、次に掲げる規定に基づく書面の縦覧等とする。

［一～九　略］

十　第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の六十第二項（同法第五十二条の六十の二第二項において適用する場合を含む。）

十一　［略］

附　則

この命令は、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年六月一日）から施行する。

○内閣府・農林水産省令第三号

安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十一号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年五月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄
農林水産大臣　野村　哲郎

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正）

第一条　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵・農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（店頭デリバティブ取引）	（店頭デリバティブ取引）
第一条の二の三　法第十条第六項第十二号の主務省令で定めるものは、金融商品取引法第二条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引のうち、次に掲げる取引以外の取引とする。	**第一条の二の三**　［同上］
一　［略］	一　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。